新

高松市病院局告示第5号

告

高松市病院局が発注する建設工事(高松市財政局契約監理課経由分に限る。)の入札後審査型制限付き一般競争入札(以下「入札」といいます。)に係る高松市病院事業会計規程(平成23年高松市病院局管理規程第34号)第72条において準用する高松市契約規則(昭和39年高松市規則第36号)第6条の規定による公告(以下「建設工事公告」といいます。)における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。

平成23年12月28日

<u>改正</u> <u>平成25年10月28日 [高松市病院局告示第14号] (同日以</u> 降公表分について適用)

 $1 \sim 9$ (略)

- 10 入札保証金の項目においては、次に定めるところによる。
 - (1) 納付を要するか、免除するかを明示する。
 - (2) 納付を要するとした場合は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の5(平成26年4月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場

旧

高松市病院局告示第5号

公

告

高松市病院局が発注する建設工事(高松市財政局契約監理課経由分に限る。)の入札後審査型制限付き一般競争入札(以下「入札」といいます。)に係る高松市病院事業会計規程(平成23年高松市病院局管理規程第34号)第72条において準用する高松市契約規則(昭和39年高松市規則第36号)第6条の規定による公告(以下「建設工事公告」といいます。)における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。

平成23年12月28日

改正 平成24年8月1日 [高松市病院局告示第6号] (同日(12 (19)に係る部分は、同年9月1日)以降公表分について適用)

改正 平成24年12月20日 [高松市病院局告示第10号] (同日以降公表分について適用)

改正 平成25年7月1日 [高松市病院局告示第8号] (同日以降公表 分について適用)

高松市病院事業管理者 塩 谷 泰 一

 $1 \sim 9$ (略)

- 10 入札保証金の項目においては、次に定めるところによる。
 - (1) 納付を要するか、免除するかを明示する。
- (2) 納付を要するとした場合は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の5

合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に 関する経過措置の適用がないときは、100分の8。14(3)において同 じ。)に相当する金額を加算した金額(その金額に1円未満の端数 が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額)の100分の5以上の 額の入札保証金を納付しなければならない。

11 (略)

12 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

 $(1) \sim (14)$ (略)

- (15) 「単体企業共通資格」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。 ア〜カ (略)
 - キ 当該建設工事公告の工事の種類の項目において表示された工事の種類に係る高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されて、連続して2年を経過している者 (以下このキにおいて「連続2年以上当該業種登載者」という。)であること。この場合において、連続2年以上当該業種登載者となるために本来入札参加資格申請をすべき期間内に失念等によって入札参加資格申請をしなかった者が、その後の直近の受付期間内に入札参加資格申請をして高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された場合において、その者が次のいずれにも該当するときは、当該入札参加資格を失っていた期間の前後の期間は、引き続いていたものとみなす。
 - (ア) 入札参加資格を失った日の前日から次のいずれにも引き続き該当 していたこと。
 - <u>a</u> 当該工事の種類に係る法の許可を受けていること。
 - b 法第27条の23の規定により当該工事の種類の公共工事を直接 請け負うことができること。

に相当す	る金額を加算した金額(その金額に1円未満の端数
が生じたときは、	その端数金額を切り捨てた金額)の100分の5以上の
額の入札保証金を	納付しなければならない。

11 (略)

12 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

(1)~(14) (略)

(15) 「単体企業共通資格」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。 ア〜カ (略)

キ	当該建設工事公告の工事の種類の項目において表示されたエ	事の種類
l	に係る高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されて、	連続して
	2年を経過している者	

____であること。

(イ) 当該失念等の申出があったこと。

ク (略)

 $(16) \sim (19)$ (略)

13 (略)

14 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1) • (2) (略)

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100<u>(平成26年4月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、108分の100</u>に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

 $(4)\sim(13)$ (略)

 $15 \sim 23$ (略)

別表第1及び別表第2 (略)

ク (略)

 $(16) \sim (19)$ (略)

13 (略)

14 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

(1) • (2) (略)

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 分の5に相当する金額を加算した金額(その金額に1円未満の端数が生じ たときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするの で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事 業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100_______

_____に相当する金額を入札書に記載しな

ければならない。

 $(4)\sim(13)$ (略)

 $15 \sim 23$ (略)

別表第1及び別表第2 (略)